

第1回新市名称候補 選定小委員会会議録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第1回新市名称候補選定小委員会

開催年月日 平成13年10月16日(火)

開催場所 高富町役場庁舎会議室302

小委員会委員定数 12名

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前11時30分

新市名称候補選定小委員会出席者

委 員	藤 岡	功	杉 田	實 男
	平 野	元	三 井	怜 子
	山 崎 雄	作	舩 戸	繁 俊
	高 井 克	明	棚 橋	壽 子
	河 口	衛	高 瀬	茂
	花 村	進	石 神	み ち 子

以上12名

新市名称候補選定小委員会欠席者

な し

新市名称候補選定小委員会事務局

事務局長 酒 向 隆

事務局職員 上 野 達 也 久保田 裕 司

安 川 英 明 土 田 浩 司

議事日程

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

協議事項

協議第1号 小委員会委員長及び副委員長の選任について

協議第2号 新市名称候補募集要領及び選定方法について

4 その他

5 閉会

午前9時30分 開会

事務局長 ただいまより第1回新市名称候補選定小委員会を始めさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

初めにお断りを申し上げますけれども、山崎会長がここへ参ってごあいさつをする予定にしておりましたけれども、急遽、所用ができましたものですから、今日は欠席させていただきたいということですので、会長あいさつは省略するということでもよろしくお願いいたします。会長からは、よろしくお願いいたい旨を承っております。

名称小委員会ですけれども、小委員会規程により委員長さんと副委員長さんは互選によって選ぶということになっておりますので、委員長さんに議長さんとなって進めていただくということになります。今日は第1回ということで、まだ委員長がいらっしゃいませんので、代わりに私が仮議長をさせていただきということをお願いしたいと思っております。

まず、協議第1号でございますが、小委員会の委員長及び副委員長の選任ということでございます。

今申しましたように、委員長及び副委員長は委員の互選によるということになっております。いかがいたしましょうか。ご意見をいただきたいと思っております。

委員 委員長選任に当たって、各町村で1人ずつ選んでいただいて、そしてその3人が出ますわね。その3人のうちで委員長を選出していただきたらと思うんですが。

事務局長 各町村で1人ずつ選んでいただいて、その3人のお話の中で委員長を選んでいただくということですね。

委員 はい。委員長さんを互選していくと、どうでしょうか。そうすると、公平にいくんじゃないかと思っておりますけど。

事務局長 ほかにご意見ございませんか。

委員 念のためお伺いするんですが、委員長1人と副委員長2人。

事務局長 そうです。

委員 ということになると、今ご意見があったようなことで、各町村から出していただいて、その中で互選というような方法が一番いいような気がします。

伊自良としては、既にどなたにお願いしたらいいというようなことは決めてきてはおりますけれども、そのように決めていただければいいと思っております。

事務局長 ほかにご意見はないようですので、よろしゅうございますかね。

(「異議なし」の声あり)

事務局長 それでは、それぞれの町村で、とりあえず代表といいますが、候補の方を選んでいただくということをお願いします。

事務局長 暫時休憩します。

午前9時40分 休憩

(委員長、副委員長の選任)

午前9時46分 再開

事務局長 初めに申し上げるべきでしたけれども、議長選任まではマスコミに公開しないようにしております。議事に入りましたら、通常の協議会と同じようにマスコミに入ってくださいということになりますので、よろしくをお願いします。

それでは、委員長の平野元様よりごあいさつをいただきます。

委員長 新しい市の名称候補という極めて大事な事を決めますので、そのような器でないとお断りしましたが、この際皆様のご協力を得て引き受けさせていただくことにいたしましたので、格別のご協力を特にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、副委員長の河口委員さん、お願いいたします。

副委員長 副委員長の河口衛でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

副委員長 おはようございます。

伊自良の高井克明でございますが、今回副委員長という重責を仰せつかりました。そんな器ではございませんけども、皆様方のご協力のもとに副委員長の職責を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくをお願いします。

事務局長 では、小委員会につきましては、先程申し上げましたように、委員長に議長を務めていただくわけですので、平野委員長、よろしくをお願いします。

暫時後

議長 それでは、よろしくをお願いします。

協議第2号、新市名称候補募集要領及び選定方法についてご協議願いたいと思います。

参考資料2ページに選定小委員会のスケジュールがございまして、10月中旬という今日ですが、小委員会が開催されているわけで、ここで初めて新しい市の名称の募集要領等について検討するというところでございますが、いろいろ先進地の事例等もございまして、どんな形にもっていったらいいかということ、まず先進地の事例等を一度事務局の

方からよくご説明いただいて、それに基づきまして各委員さんのご意見を賜りながら、この議題でございます選定方法、公募の範囲等そういった項目ごとにご協議賜って決めていきたいと思っておりますので、まず差し当たって、先進地の事例等を含めまして、事務局の方からいろいろご説明を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

事務局長 説明を申し上げます。座って説明させていただきます。

5ページにつきましては、参考資料としまして既に協議会の場においてもご説明申し上げたように、一般的に言われている注意事項ということで、改めて小委員会で名称を決定するという前提になりますので、これを読み上げさせていただきたいと思っております。

1、地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なもので、その名称の意味するところが余りにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないもの、また近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達等に混乱を生ずるおそれのあるもの等は不適當と思われる。

2、市町村の名称として、大多数は漢字を使用しております。ひらがな、カタカナ、最近新しくつけられる名称はひらがなというのもあります。それからカタカナというのも2つばかり事例がございますが、記号やローマ字を使用している市町村は今のところないということです。

3、 や のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できないので、不適當と思われる。ローマ字の場合は、従来から使用されている漢字、ひらがな、カタカナと違って、もともと日本の文字ではないということに注意する必要があると言われております。

4、これは非常に重要でございますが、町村が市になった場合でございますが、3町村は市を目指すとして協議会の方で承認されましたので該当しますけれども、今ですと山県郡という名前がついていますけれども、市の場合は郡の名前をつけることができないので、町村以上に団体の識別が容易であることが求められるということになります。

この点については、町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる地方公共団体については、既存の市の名称と同一または類似することにならないように十分配慮することと、国の方から見解が出ております。今全国に市がたくさんあるんですけれども、その市と同じような名前をつけることは避けられたいという見解が出ておりますので、その点についてもご認識をいただきたいと思っております。

それと、近年合併協議が整いつつある、あるいは既に合併している事例を掲げてござい

ます。

1つは、今度視察に参りますけれども、香川県の引田町・白鳥町・大内町合併協議会、これは従来から協議会の場でも何度もご説明を申し上げますが、「東かがわ市」というところに落ちついた事例でございます。全国的な公募をしております、公募方法につきましては、はがき、封書、ファックス、Eメールなど、あらゆるメディアで募集しているということです。チラシ、ポスター、それからホームページの中でも呼びかけをしています。公募期間は約2カ月でございます。1人1点限りでいこうということと、それから既存の市町村の名称は使用しないという条件をつけています。小委員会で10候補選定し、最終的に合併協議会で決定するという方式をとっておられます。

選定基準につきましては、漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前ということで、一応漢字、ひらがな、カタカナに限定したことです。それから、引田、白鳥、大内の町名は使用しない。それから、地理的に地域をイメージできる名前、地域の特徴をあらわす名前、地域の歴史、文化にちなんだ名前、合併を記念した名前、そういったところが選定基準になったということです。

公募する場合は懸賞を設けられることが多いんですが、名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名、名付け親賞として10万円分の共通商品券を贈呈しています。それから、名付け親賞から漏れた方の中から抽選によって10名を決定し、1万円分の図書券をアイデア賞として10名の方に。そのほかにユーモア賞として20名。これは、小委員会の委員さんからそれぞれ候補を選定した中から20作品を選んで、5,000円分の図書券を差し上げるということにしております。

その隣は、熊本県の中球磨5か町村合併協議会で、これも全国公募、公募方法につきましても同じように広くいろんな形で行われており、周知も同じです。それから、募集期間もやはり2カ月ということです。小委員会で4候補を選定し、合併協議会で決定するというので、「あさぎり町」という名称まで決まりました。ここも同様、漢字、ひらがな、カタカナで表記される読み書きが容易な名前ということで、その他はここにあります引田町等合併協議会と同様の選定基準ということです。

懸賞につきましても、やはり名付け親賞1名、特別賞10名、アイデア賞50名という形になっております。

次に隣ですが、津田町等の合併協議会、これも香川県ですけれども、この場合は全国公募ということではなくて、合併関係の町住民ということで、どういう形でやったかという

ますと、郡内住民と小・中学生対象にアンケート調査ということで、住民アンケートの中に新市の名称候補を書いてくださいという形でやっております。制限としましては、5町の名称は使用しない。既存の町の名前は使わないということです。選定方法につきましては、各町それぞれ10候補ずつ、計50候補を提出し、合併協議会で協議の上決定する形をとっていますので、いわゆる公募とはやや違う形をとっております。

一番右側の篠山市は、こちらは既に合併して市になったことで著名でございますが、これも今度視察に参ります。これも対象は合併関係町住民ということで、協議会だよりだけで周知しておりますので、必然的に合併関係町住民対象ということになります。要は、協議会だよりが配られない者に対しては、公募を呼びかけないということになっておりますので、必然的に合併関係町住民に対する公募ということで、はがきで応募してくださいとしています。約1カ月をかけております。この場合も応募制限がございまして、名称には篠山というものを入れた名前にしてほしいということで、これは篠山という名称を入れた名前しか上がってこない、応募されないということでございます。

応募のあった63作品について小委員会で協議の後、町長会で「篠山町」とすることで調整し、合併協議会で決定したということで、ここは決まるまでにいろいろ経緯がございまして、一番下の欄、特記事項を見ていただくと、小委員会の協議では意見の一致をみるに至らず、町長会で調整し、合併協議会で承認されており、非常に複雑な経緯をたどっております。

議長 ありがとうございます。

今、先進地の事例を説明いただいたんですが、先程申しましたように、2ページにあるスケジュールでございますが、今日は10月16日ということで、11月1日に第4回合併協議会ということで、その場合、その時点で選定方法等が決まればそこで報告できますし、できればそう決まった方がいいかなということで、話し合いをよろしく願いいたします。

資料4ページに新市名称候補募集要領及び選定方法についてと、それに公募の範囲、公募の方法とずっとありますが、順次上から、公募の範囲等から皆さんのご意見を聞きながら、どうしても時間がかかるようでしたら、次に進めてまた元へ戻るという形で、皆さんに十分審議をしていただいた上で決めていきたいと思っていますので、よろしく願いします。

それでは、公募の範囲でございますが、先程ご説明いただいた4市の先進事例もござい

ますが、これは各事例でございますので、その辺についてご意見を賜りたいと思います。
どなたでも結構ですから、ひとつよろしく申し上げます。

委員 公募範囲からでよろしいですか。

議長 この資料にございます公募の範囲から順次進めていきまして、どうしても難しく
て時間がかかったら、次に進みまして、また元へ戻るといような形になりますけども、
とりあえずはこの順序で進めていきたいと思っておりますので、申し上げます。

委員 私は、公募の範囲は合併関係町村住民からとった方がいいと思っております。

理由としまして、全国から募集するよりも、やはり自分たちの町村のことですから、自
分たちの町村の名前は是非とも自分たちの中から出したいということがありますので、住
民から募集していただけたらと思っております。

議長 ほかに、どんなご意見でも結構です。

委員 ただいまおっしゃいましたように、やはり町村の方々、特に若い層まで全員が対
象になるうかと思っておりますが、これから地域をしょって立っていただく方々も大事で
るので、できれば小・中学校とか、そういう子供たちのご意見も吸い上げていただけたら
など、そんな思いがいたしております。

議長 そういった階層別、小・中学生等も入れるということですが。

委員 関係町村住民ですから、住民の方、若い住民を含めて。

議長 地域的には、例えば全国的に公募するのか、関係の3町村でやるのですか。

委員 関係町村で私はいいんじゃないかと思っております。

委員 私も、大体今お二人の方がおっしゃられたことと同様だと思っておりますが、この例を
見ますと、全国から公募しているというところもありますけれども、全国からといっ
ても、この山県郡はどういうところだというようなことがわからんと思うんです。したが
って、今言われたように、やっぱり新しい市は自分たちで名前をつけるという方法が一番
いいんじゃないかなということを思います。

したがって、この山県郡内の住民を対象に、特に、今言われている子供たちが案外こ
ういうことにいいアイデアを持っているんじゃないかということを思いますので、そう
いうのも大事じゃないかなと思います。

委員 僕も、今お三方が言われたとおり、やっぱり合併関係住民から幅広く募集して
もらうのが一番いいんじゃないかということを思います。

委員 皆さんお答えになられたとおりで、私も賛成です。しかし、合併の関係住民が、

先程からおっしゃってみえるように、高富、美山、伊自良のイメージを入れていただいて、それにまた合併した将来を託す高校生、中学生、小学生を対象に、皆さんから将来を託す市名をお考えになっていただきまして、後にまだ検討していただくような形ですけど、懸賞方法もそういう図書券を対象に出されるというのも一つの方法だと思いますので、全国的にはちょっとスケジュール的に、これ2カ月で決められるっていったら、大変事務処理もあれでしょうし、先程皆さんがおっしゃってみえるように、この山県郡の現在のイメージを考えていただくのは、住民と学生さんにそのお名前を託した方が、私はいいいんじゃないかなという考えを持っておりますので、私はそういう形で進めていただきたいと思っております。

議長 どうもありがとうございました。

事務局にちょっとお尋ねするんですけども、東かがわ市とあさぎり町から、都心というか、東京とか大都市にいろいろ出身者があって出かけると、そういうような話はなかったんですか。

事務局長 全国公募されたというところですが、今委員長がおっしゃったように、地元ではあるけれども住民ではないという方がいらっしゃる可能性が高いんです。山県郡もそうです。たくさんいらっしゃると思います。ここが育ったところなんだけれども、今は例えば東京で仕事をされているとか、あるいは職場が山県郡にあるけれども、自分は岐阜市に住んでいらっしゃるとか、いろんな事情があって、今住民票を3町村に持っていらっしゃる、あるいはいずれは山県郡の住民になりたいと思っていらっしゃる方、もう土地を確保してあるんだけど、今の住所は例えば岐阜市内のアパートに住んでいらっしゃる、いろいろな方がいらして、要は住民ということになりますと、おそらく住民票を置いていらっしゃる方ということで限定されてしまうということになりますので、そういった方以外はだめですよとしてしまうと、山県郡に何らかの形でかわりを持たれる方、愛着を持っていらっしゃる方々が応募できなくなるということで、今山県郡の話をしてしまいましたけれども、この結果、中球磨5か町村は、山県郡とより近い町村のあり方だと思いますので、そういったことを配慮されて、限定しないで全国公募にしたんじゃないかなと思います。

議長 私はそういうことがあって、やっぱり地元の関係住民というのは、一番大事だろうと思うので、先程発言いただきましたものは、絞った考え方になると思いますが、ほかの皆さんどうですか。

委員 例えの話で失礼ですが、この地域から一番遠い、列島では例えば北海道とか沖縄とか、そういうところに県人会、いわゆる岐阜県人会というのを組織されるところが多々あると思いますが、その中で、この場合は郡人会というのが全国的に有るのか、無いのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが、どんなもんですか。

議長 県人会はありますね。東京でも大阪でも、あるいは北海道にもありますし。

事務局長 組織化されたものが有るというふうには、町村ごとにそういうことをやっているということも余り無いかと思いますが、すみません、事務局として十分、そこまで情報は持っておりません。

議長 先程皆様のご意見は、とりあえずこの事例の合併関係市町村住民という感じが多かったように思いますが、今事務局のお話を聞いてみると、それもそうだなということです。少し全国云々というよりも、何々地区の県人会とかあるいは郡人会の範囲内にしたらどうかということでは考えられませんか。

委員 合併町村の地域内の方で、私はその方がいいと思う、この方法でそういった方があったら3町村の関係を見せていただいた人は認めると。何か3町村の出身者とか、そういう方については認めるというふうにしといたらいかがなものでしょう。募集する範囲においては、あくまでもこの3町村内としておいて。

議長 例えば、現在の山県郡に在住している方からいろいろ出身者の方に聞かれて、こういう名前もええだろうということで、そういう方が私はこういうもんですけども、こういう方もええがという、そういう特別に応募した人は認めると、こんなことですか。

委員 3町村に関係のある方のみ認めるという方法は難しいでしょうか、選考の方法というのは。

事務局長 限定するということになりますと、結局相当大変です。住民の方に限定すると、ではその方が住民票持っていらっしゃるかということでございまして、まして、今言ったように関係がある方、いろんな関係の持ち方があると思うんです。親戚があるとか、たまたま前に住んでた、学生時代に住んでいたなど、どんなことでもその関係さえ書いてあればいいよということであれば、ほとんどより全国公募に近い形になります。それが真実であるかどうかというのは、チェックが不可能ということになりますね。その方がどういう関係を持っていらっしゃるかという、いちいちその方の素性や身内までたどってチェックすることは、役所がそういうことをできるわけじゃないですから。それでは関係が書いてあればいいよとしたときに、最終的にその方が例えば採用されて、名付け親賞の最後

の1名に残ったときに、そこに書いてあったことが、真実でなかったときにどうなるのかなというのは思わないでもないんですけども、そこまで疑わないで、書いてあることは真実だということであれば、何らかの関係、例えば住民の方あるいは何らかの関係が書いてある方はかまわないという方法も考えられないではないということです。

議長 先進地の事例で「東かがわ市」とか「あさぎり町」なんかは全国公募ですけども、恐らく圧倒的に地元というか、合併関係町村の住民が多いと思います。そういう他の市町村から応募した入賞者の数はどのくらいになるんですか。

委員 ホームページで調べたんですけど、引田町・白鳥町・大内町の合併の場合、6割が全国からで、あと3町で10%、10%、10%という覚えがあるんですけど。

事務局長 中球磨ですけども、応募総数3,981件のうち、関係町村以外が2,352件です。

委員 すみません。引田、白鳥、大内、これの応募作品の一覧表を持っているんですけども、応募総数5,967件で、種類としてはいろんな名前が2,867あるんですけども、これ印刷物になっていますけれども、その合併関係住民とかどうかということは、ここには表示されていないんですけども、それはここには全然うたっていないんですけど、一応全部、5,967件は全部ここに羅列されています。だから、そこはその関係住民なのか、全国から、今はメールとかファックス、そういうので多分全国応募なさってみえるからなんでしょうけども、今のところこの一覧表ではわかりません。

事務局長 先ほど2,352件と申しましたが、6割程度が関係町村じゃないところから応募されているということで、割と多い応募があるということです。

議長 今、いろいろご意見を承りますと、各委員さんのご意見は、3町村で合併するのに地元関係住民で見繕うのが一番妥当ではないかということですし、時間的にも余裕が、制約されている時間ということもあって、とりわけ参考例でいいますと、篠山市とかさぬき市でしたか、のような形、合併関係町民ということになると思いますが、そんなふうで、結局小委員会としても決定でなしに、検討していただく順序もございますので、今のところは関係3町村の住民を対象にして応募するんだということで締めまして、またいろいろ検討する間にまた変わった意見が出たり、そちらがいいとかということになれば変更もできますが、とりあえず第1番の問題はそういう形で進めさせていただきたいと思いません。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それじゃあ、公募の範囲は現状としては合併の関係町村住民ということにしていきたいと思います。

また、やっぱり検討したらというようなご意見があったらまた検討し直すのは結構ですのでとりあえず進めたいと思います。

次に、公募の方法ですが、先程も公募の方法はご説明いただきましたように、はがきだとか、そういったいろんなものでやる場合とか、ホームページを含めましていろいろありますが、どんな方法がよろしいか。これもひとつ、関係住民ということになりますと、いろんな文書とか、いろんな形のものを設定できると思いますので、やりやすいかと思いますが、どんなものがよろしいですか。

委員 一応広報というものが我々のところに来るはずでして、その広報につけて出したらどんなものでしょう。ということは、費用もある程度助かるんじゃないかと思っておりますが。

議長 各市町村の広報紙へ合併の趣旨とかいろいろ書いて公募すると、名前をいついつまでに出すと、そういうことですね。

委員 協議会だよりというのは、今3町村皆さんに配布していると思いますので、その協議会だよりの中に折り込みで、はがきみたいな方法で、ちょっと紙が薄いから無理かなと思うんですけども、そういうふうな形でそこを切り取って送っていただくという方法はどんなものでしょうか。公募範囲が今のところそういう形で関係町村住民というふうな形になっていますので。

それと、先程来各町村に学校がありますわね。学校単位で集めていく方法もありますね。

委員 例えば、委員さんが言われたように、公募方法と周知徹底方法とは、これ2つ一緒やと思うんですが、協議会だよりを利用して、それに、言われたように募集のはがきをつけて、そして各戸へ配布すると。各戸から応募できるようにしたらいかかと。

ただ、郡内の小学校、中学校、そして山県郡には山県高校もありますので、山県高校にも呼びかけて募集してはいかかかと思えます。

議長 当然3町村の全戸へ配布をすると。

事務局長 広報が配られない家庭、要は自治会に入っていらっしゃらないところは自分で取りにいらっしゃる。基本的には全戸というのは基本で、取りにいらっしゃればお配りすることになると思います。

協議会だよりですと、本当に各戸に、各世帯に1部しか届きませんので、それに書くという形だと、この間のアンケートと同じように、要は各戸に何人いらっしゃっても1枚ということになってしまうかなという気がしないでもないです。

委員 1軒に1点ということではなくて、子供さんから応募していただきたいと思えば官製はがきで、それはそれとしまして、応募される方は希望があれば官製はがきで出してもらおうという方法はいかがでしょうか。

議長 今の協議会だよりに挟むという形ですと、渡しやすい気がします。そうなれば、官製でも一緒ですわね。なるべく大勢の住民の方がいろんな意見をするという、数が多ければ多いほどいいと思いますけど。

事務局長 先日三井委員さんから、商工会で子供たちにアンケートをしておられるという話がありました。

委員 私ども企画していたんですけれども、まだ今のところその段階でありまして、まだまだ煮詰めてはいないんです。

だけど、そういう形でやりたいなという希望は、現在も持っていますので、私どもの方で答えを出すつもりではいるんですけれども、この場でもし公募方法の中身、小学生から高校生までという方法でやっていただければ、一つのことで済みますので、もしここでこういうふうな話し合いでそれをやっていただければ、その方が幅広く徹底的にやれるかなということです。

事務局長 山県高校生は、住民とは限らないものですから、いかがいたしましょうか。

委員 だけど、郡内であるということで、そここのところの幅は少し余裕を持っていただいて、今言うように、多分山県郡の生徒さんが多いと思われまますけれども、そういう方たちにイメージを託す、将来を託す学生さんたちですので、ご自分たちの考え方というか、ひとつ発想がよろしかろうと思います。

学生に関しては、高校生ですわね、小学校、中学校はもう郡内に決まっていますが、高校生に関しては、これに入るんじゃないですか、関係した人。住民という形で対象としていただけたらいいかと思えますけど。ちょっとそここのところに幅を持たせていただくという感じで。

議長 家族、小さい子供は別として、小・中学校から高校生で、全員がいろいろ意見を出すと結構だと思えますので、全員が出せるように配慮すればいいと、関係住民というふうに絞りますので。その辺は技術的な部分ということで検討したらどうかと思っていま

す。

委員 方法はどのような方法にしても、一人でも大勢応募してもらうことが大事なことじゃないかと思うんです。

議長 今ご意見があったのは、町村広報紙とかあるいは協議会だよりとか、そういうもので広く公募して、はがきとか出たものはもうちょっと検討する余地があると思うんですが、そういうもんで期限を切って出していただくということで、概ねそれで、各家庭みんな、聞かないと困るんですけれど、それが山県高校なんかは郡内の生徒も多いと思うんですけれども、そういう条件をきちっと書いておけば、山県郡に在住するとか、そういうふうな住民であるということがわかればいいたろうと思うんですけれども、その辺をもうちょっと検討する余地があると思いますが、いずれにしましても、そういった協議会だよりとかあるいは町村広報紙とか、そんなような形で公募して、応募ははがきでやっていただくというのを基本的な考え方でよろしゅうございますか。

委員 学生さんは大事だと思っておりますので、是非にと思っておりますが、事業所がたくさんございまして、よそから来てということですが、そういう方々はどうするのかと思えます。やっぱり、ここへ勤めていますので、山県郡に大変感心があるんだという方もいらっしゃると思いますので、今出ましたように、大勢の方に出していただくという場合には、それも一つの方法かなと思うんですけれど、その辺はどうなんですか。

議長 先ほどの範囲のところで出ました問題ですね。全国公募といえれば全部ですので、だれでもいいということになりますので、そういう点は対象になりますが。

委員 伊自良にいましても、よそに出てる方よりも、そういった人とか、そういう籍とかというふうになるんだけど、どんな何がいいかなって問いかけは、きっとこれは他の方わかりませんが、いい案があったらということは知っとると思いますが、ですからこれが合併関係町村の住民だということ、先程事務局の方からおっしゃられましたように、全国ネットはやはり賞金目当てとかあるいはマニアという方がいらっしゃるんですね。だから、本当の思い入れがあって、山県郡の住民として自分たちの愛するところへの真の思い入れのある応募が、関係町村住民ならばあるかと、そしてまた、勤めにいらっしゃるあるいは学校に来てくれる生徒たちも思いがあるんじゃないかと、私は考えておりますが、違うかもしれません。

議長 ここでちょっと休憩に入らせていただいて、これからしばらく休憩の間は雑談で結構ですし、トイレを使っただけの方もございますので、10分ぐらい休憩したいと思

います。よろしくお願いします。

午前10時35分 休憩

午前10時46分 再開

議長 休憩前に引き続きまして協議を進めたいと思います。

今日、いろいろ名称の問題で、公募の範囲だとか公募の方法等でいろいろ皆さんのご意見、多数出たわけですが、あとまだいろいろすることもあるわけですが、そういったのを進めながら、今日の協議時間ではとてもまとまるように思えませんので、今から皆さん方によくご検討になって、次回にということ、その間に今日出た分の骨子だけを事務局の方でつくっていただきまして、技術的な問題もございますので、そういったものも盛り込んで、ご提言していただくというふうに、今三役のところまで協議させていただきましたんですが、そんなふうで、今事務局ともお話ししましたが、次回といっても11月1日には協議会を決定しておりますので、協議会は今度1時半から予定は3時半になってますけども、若干早く終わるだろうということですので、その協議会終了後にこの小委員会をやったらと。皆さん大変お忙しいときですので、そういう方ばかりですので、なるべくそういう時間を利用してと、協議会終了後小委員会でご検討していただくと。そのときに、今日、またこれから少しご協議願うわけですが、そういった問題をまとめたものを事務局に原案を頼んでいくつか、たたき台をつくっていただきまして、それによってまた進めると。

今日は、これは全くそういった検討ということいろいろ話しているわけですがけれども、全く白紙ということ、いろんな協議になればということ止めていただきたいということで、まだ今の公募の範囲なんか、公募の方法等も皆さんのご意見を賜ったということで、いろいろ公募の範囲等も合併関係住民によるという話が多かったわけですが、そういうことで決定したということなしに、次回でもう一遍改めてそれを含めながら検討すると、そういった資料をつくっていただきまして、11月の協議会終了後に小委員会を持たせていただきたいと思いますが、そういうことで皆さんご都合よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 そういうことでよろしくお願いします。

それでは、引き続いて次の問題等のご検討をお願いしたいと思います。

とりあえず公募まではいきましたので、周知の方法ですね。この辺は先程出ましたよう

な町村広報紙もありますし、協議会だよりもありますので、そういったものを利用してはどうか。皆さんのご意見ひとつお聞きしたいんですが、いかがですか。

事務局長 ちょっとよろしいですか。

周知の方法はどの範囲で公募するかということと密接にかかわりますので、それによって変わってくるということもあります。少なくとも3町村の住民の方に対しては協議会だよりあるいは町村の広報紙も含めて、各世帯への広報の手段がありますので、これは最低限やる必要はあるだろうと思います。より見ていただける状態にしたいということでありまして、ホームページですね、ホームページの中で呼びかけてはどうかと。あと、チラシとかポスターとかというものもございますけれども、これについてはその経費がかかるということもございますが、あくまでも関係住民の方にとということであれば、そこまでしなくても協議会だよりに掲載すれば、ある程度いいんじゃないかということ、これは対象、公募範囲に応じて決まってくるものです。

議長 今、局長さんの方からお話がありましたように、公募の範囲によっておのずと方法も変わってくるだろうということですけど、それも含めて事務局にたたき台をつくっていただいた段階で、もう一遍検討したいということで、次に進みたいと思います。

公募の期間ですね、これは2カ月とかいろいろ例がありましたけど、どんなもんですかな。全体のスケジュールが遅れば、遅れてもこの期間は2カ月ということによろしいですか。

委員 先日アンケートとられたが、ここへ集計した割合ですが、何%ぐらいですか。

事務局長 アンケートの集まり具合ですか。

毎日毎日たくさん届きますので、まだ詳細な数字は出していませんが、20%強というところですよ。

委員 こういうのは余り長いと忘れてしまうので、まだあるわと思いますし、2カ月ぐらいのところでしょう。

事務局長 全国公募のところは2カ月ということを出しておられます。やっぱりこれも公募対象範囲で、郡内だけということになりますと、篠山でも1カ月ということ、余り長いとそのまま忘れてしまうと。それから、余り短いのも考える時間がないです。そんな急に言われてもということもありますので、これについては1カ月から2カ月の範囲内というぐらいで、ご検討いただきたい。

議長 公募の期間は今の範囲によって変わってくるかと思いますが、1カ月から2カ月

という範囲だと思います。

委員 余り短いと、慌てることもありますのでね。

事務局長 1カ月ですと、ちょっと短いかなという気がしないでもないです。

委員 関心のある人は1カ月でも出しますしね。

事務局長 また次回ご検討いただきたいと思います。

議長 そういうことで次でございますが、記載の内容ですが。これは、参考事例のとおりでいいですな。

(「異議なし」の声あり)

議長 それから応募制限ですが、これは1人1件とかということですね。

事務局長 ここは、今1人1点とするというのと、もう一つ重要なことは、3町村の名称ですね、高富、伊自良、美山という名称を使用させないことにするかどうかというところを、初めから公募の段階で制限をかけるかどうか、ここが重要でして、1人1点ということについては、多分、懸賞を設けるとすれば、設けるべきかという気がしますが、もう一つ、既存の名称を使用させないかどうかについては、慎重なご審議を賜りたいと思います。

議長 過去の合併事例もございますが、そういう言葉を使わないんだったら、使わないでもいいんじゃないですか。

事務局長 制限をかけなければ、例ですけども、高富市というものが残されるという可能性がありますし、制限をかければ、そうやって残されたものについては無効。何も言わなければ、高富市というものが残される可能性があります。

それから、先ほど私言い間違えました、すいませんでした。同一人の同一名への応募を一点のみに制限するという事です。引田や中球磨は制限をかけています。すみません、言い間違いをしておりました。

議長 私はそういうふうでいいんだと思いますがね。

事務局長 同じ名前を1人の方が100も200も出すのは、まずいということです。

委員 お尋ねするんだけど、この新市の名称ということで、参考資料4番で、先ほど説明があった、町村が市になった場合は、郡の区域から除外されるためということが決めているのはいいんですが、一般的に、山県郡だから、山県市でいいじゃないかというような人もいろいろあるわけですが、そういう山県という言葉は使えんということですか。

事務局長 いわゆる山形県の山形市はまずいですけど、山県郡の山県市であれば、ある

いはもっと言えばひらがなであればよろしいかと思えます。要は山形県の県庁所在地の山形市ありますよね。あれと同一の表記ではまずいですね。

委員 じゃあ、郡名を冠することができないということですか。

事務局長 できないと言っていることは、市には郡名冠せられないということです。市には郡名は当然ございません。山県という名称をだめと言っているわけじゃありません。

委員 ああそうですか。そこの確認をちょっとしたかったんです。

事務局長 当然、山県郡という名称はなくなりますね、このままいきますとなくなりますので、そしたら山県という名称を使ってだめだよという意味ではございません。

委員 すると、山縣市ということでもいいというわけですか。

事務局長 それは、構わないと思えます。

議長 美濃加茂市というのがございますけども、あれはたしか加茂市というのがあって、美濃というのを頭につけたという話を聞いたりますけども、その辺は結局冠されとるわね。山形市も、大分基本的にはこちらと離れておりますから、あれですね。

委員 いろいろ離れとると、やっぱり山県郡なら山縣市でいいじゃないかというような人は随分あると思うんだけど、中にはこれ、いや、そりゃそうはいかんよ、いいねという。だから、そういうこともいいということだと思ってます。

議長 漢字の場合でも、山県郡の山県は違いますので、山形市と違いがあるんで、それはよろしいということですね。

事務局長 はい、それは構わないと思えます。

議長 その辺は公募要領の方にいろいろ、ある程度わかりやすく記しとかんと、応募する人がその辺の制限をどういうふうに分けるかということ。

委員 3町村の名称は、やはりせっかく一緒になるんですから、今事務局長さんがおっしゃられたように、仮にそういう制限をかけない場合は、そういう高富市というふうな場合も、そういう名前が上がってくるという、応募の中に。それが決まるわけやないですけども、せっかく一緒に、3町村一緒になるんでしたら、その名称だけ外したイメージで考えていただいたらということで、この制限のところをそれをうたっていただくというのは、今ここ見てましたら、香川県のさぬき市が5町の名称は使用しないということは制限の方では入っておりますけれども、私はそういうふうな形で入れたらいかかなと思うんですけども、どんなものでしょうか。

議長 東かがわ市も、既存の市町村の名称は使用しないと。結局、美山市とか伊自良市

とか高富市にはならんということですか。

委員 その辺は使わない方が、いいような。美山市になるわけじゃないけど。

委員 そうですよ。せっかく一緒になるんですから。

委員 そうそう。ほんなら、山縣市の方が。

委員 その中に、既存の市町村の名称は使用しないということですが、3町村をイメージしたもの、この中には今の山縣市も含まれますけど、どういうふうになるんですかね。

でも、3つの対象町村の名前を入れた人の場合は、そういうようなことをちょっとうたっていたら、今の山縣市なんていう場合は、それもいいと思いますし、既存の美山市とか伊自良市とかということではなくて、3町村をイメージした何かというのを案もあると思うんですけど。

議長 今のご意見を聞いておりますと、この制限は今ある3町村の名前は使用しないというようなご意見だと思いますが、そんなことでまとめて、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 全く高富市とか美山市とか伊自良市という名前は出てこない、ということですね。

次は、選定方法ですか。

選定方法に、いろいろ先進地の事例はありますが、最終的にはもちろん協議会等で決めていただくんだらうと思うんですが、そんなことで事務局、どうですか。

事務局長 もともと協議会の方で、小委員会の方である程度の候補を選んでいただいて、それをもって協議会で決めるというふうに、そこまでは決まっていますので、この選定方法のところは、何候補ぐらいを選んでいただくかということなんですが、今の時点ではちょっと決めづらいなという気がしないでもないです。

議長 余り数が多いと、選定しにくくなるおそれがある。

事務局長 初めに5とか10とかにしておいて、また応募状況とか皆さんのご意見で絞っていく中で、実際にはいくつだというふうなことになるかと思うんですが。

議長 その点は非常に、この場で絞ると難しいかもわかりませんね。少数はいい名前があるなということもあるかもわからんし、そうかといって余り多く選びましても、後小委員会でどういう条件を出すか、それもわからないし、そして大変かと思しますので、おおよその線だけ、例えば20とか。

委員 これは、まだこの後の協議事項ですけど、懸賞をやるかやらないかということが

あると思うんですけど、例えば懸賞をやるということになった場合、懸賞の人数とかということも加味して選定する人数というのも考えた方がいいかなと思うんですけど。

懸賞は関係なしにでも、最終審査というか、残った中からある程度、懸賞をやるとした場合、出した方がいいかなとは思っているので、どうでしょう。

議長 今お話しになったように、その後の懸賞といいますか、そうですね、懸賞の問題もございますもんで、その辺との絡みもありますので、その辺を含めながら議論というか、決めていただきたいと思いますが。

後から出ますけど、先に懸賞をやるかやらないかという問題ですけども、これは全国公募されたところはそういうことで懸賞をやっているというわけですが、今回の、仮に関係住民に絞った場合でも、懸賞があってもええのかというふうに思うんですけど、皆さんどうですかね。なるべく大勢の方に応募していただくために。

委員 金額はともかくも、あった方が。

議長 そういうところから、また逆になりますけど、どの程度に絞ったらいいかということになるんですけど、皆さんのご意見どんなもんでしょうか。

今日は決定するわけじゃないけど、概ねどのくらいならいいんだというようなことで、事務局で原案をつくってもらえるような、たたき台をつくっていただくようなことで。

懸賞、今の中身について緻密なことは一遍事務局でいろいろ案をつくっていただきまして、次回それを持ってきてもらって、原案を、懸賞はするという、それに伴う選定の候補はいつぐらいにするかとか。

委員 この先進事例を見ますと、10候補ぐらいが多いようですけども、どうでしょう。10候補ぐらいを決めてきて検討しては。

委員 これは案ですが、この懸賞が、その場合に何人やるというか、10人なら10人一応選んで、これは10人というその人は市の、どういふか、やっぱりここに出ている場合を例にとりますと、10名は何々、20名は何々ということ、10名はここの中へ入ってもいいとしても、あとの方はどういう選び方になるのかなということで、その前に選ぶときに何人かをしておいて、そしてその中からある程度また絞って10人に絞るといふ方法、あとユーモア賞を選ぶ場合に、こっちはここの中から、またこれかなんていうことで、そんなような気もしますが、どうですかね。

委員 一応そういうふうになるでしょうね。

委員 大勢の方を選んで。

委員 たくさんの中から選んで、そしてこの小委員会としては10候補を出すというんですよね。

委員 ある程度選んで。

委員 あと協議会で決定するんでしょう。

議長 そうですね。最終決定は協議会になるんですかね。

委員 だから、この懸賞方法にもよりますよね。名付け親を1人で、これを先進地事例のように、今言うようにアイデア賞があるとかユーモア賞があるとなると、委員さんもおっしゃられたようにある程度というのを、今言うように選定方法で、そこで大まかな線を出しておかないと、その懸賞の対象にもよってきますので、逆にそこから考えていくのか、候補だけを頭に、名付け親のお一人だけで終わっちゃうのかというふうな形になってくるから。

委員 ぎょうさん賞が出るのもどうやろうなと考えるんですけど。

事務局長 多分、この2つの事例を見ますと、名付け親賞などですね、そこら辺についてはもう1つに決定されたら、ここで言うと東かがわ市とあさぎり町で応募された方だけなんですよね。その中から抽選をするという、候補を幾つ挙げるかとは、この2つまでは直接関係はないということでございます。

委員 結局、10候補を挙げたら、もうその名付け親賞を1人出したら、とにかく残りの9名の方は、いわゆる別の候補の中にもまた再投入で、そこからやっていただくというような方法ですか。

事務局長 要は、決まった名前、決まったものに応募された方の中からこの1名プラス10名が選ばれてしまうんですね。要は、東かがわ市というふうに応募された方の中で1名の方だけが名付け親賞で、またさらに10名引いて、その方がアイデア賞となるんですね。

議長 恐らく、私は新しい市の名前になるというのが、相当の皆さんの多数の意見で決まると思いますので、そしたら抽選ですからね。

委員 この名付け親賞1名という候補に香川県で決めていく折は、名称として決定された作品の応募者の中から抽選によりということが書いてあるのですが、この名付け親賞1名を決めると。ということになるんですね。

事務局職員 今1名おるということになりましてね。その同じ名称からまた10名という方で。

委員 どうもおかしいと思うんじゃないけど、名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名決定、これどういうことですか。

議長 例えば、私が思うには、名付け親賞というのは、どういう名前になるか知らんけど、新しい市の名前に決まりますね。その市の名前に応募した人は、100人になるのか200名なのかわかりませんが、そういう大勢の名前の方の中の抽選で1人だけを名付け親賞にする。恐らく新しい市の名前になるのは、多数の意見が集約されたものだと思うんです。そら、相当の数だな。

暫時後

事務局長 すみません。ちょっと混乱しまして申し訳ありません。

先ほど説明しましたように、東かがわ市に応募された方が50名いらっしゃって、その中から名付け親賞1名、さらに抽選して10名の方を選ぶというやり方をしている。だから、東かがわ市に応募された方の中から、上2つを差し上げる。

委員 ユーモアは、別なわけですか。

事務局長 その一番下のユーモア賞というのは、それとは全然関係なしに、それぞれ、たまたま12人と委員の数が同じですけども、それぞれが4つずつ出して、さらに協議して20に絞って、その中から、複数の方がいらっしゃれば抽選ということですよ。

だから、ここは10候補選んでますけども、10候補選んだこととは関係なしにユーモア賞が決まっている。必ずしも10候補を選ぶということではありません。

委員 僕もちょっと勘違いしておりまして、ということで、ここの今の引田町、白鳥町というのを、このやり方というのは、結構いい案やなあと思うんです。1つを選んで、名付け親賞というやつを1つ選ぶために10候補ぐらい選んで、それと全然別でアイデア賞というのを、20名ぐらいをユーモア賞ということで、おもしろい名前つけとるやないかということで、みんな委員が選んだということなもので、結構おもしろいというか、やり方やなあと思うので、これを参考にしてはどうかなと思うんですけど。

議長 今言われた名付け親賞と、今のアイデア賞とかあるいは特別賞とかありますが、そこまでは比較的良好、ただユーモア賞というのは非常に選定も難しいかもわかりませんが、ひとつみんなを、おもしろいというと悪いですけども、ユーモアがあるなという気はするんですけど、大変そういう選定するのは難しいかなという気がします。

委員 この何千点と応募数が来た場合、図書券とか、その賞というものの額にかかわらず、子供たちが本当に出してくれたら、本粋じゃなくてもいいから、ちょっと幅を広げて

やってもらって、子供がアイデアを何とか出せる方法はないかとも思うんですけど。図書券1,000円でも何でもいいですけど。でも、これも予算があることですので。

委員 小・中学校に限ってね。

委員 小・中学校の子供たちに限っては、ちょっとそういうことを見てやってもらえるようなことで。

事務局長 小・中学生に、皆さんにアンケートをいただくということになりますと、それと、はがきでいただいたものをどう扱うか。小・中学生の方が応募されたものが最終的に採用されるという可能性もなくはないですよ。なきにしもあらずで、その方も抽選の対象になるということにするのだろうと思うんですが、小・中学生の方でも、例えば、まだわかりませんが、これはもう学校の協力を得て全部書いてもらうということをした場合、その学生の方がはがきで応募することも可能なのかということもあるんですね。違う名前ならば何種類でも出してもいいよということであれば、多分小・中学生の方も参考にすることも可能だということです。

その辺もありますので、小・中学生の方が、要は学校で応募する様式で応募されたものだけを違った扱いにするのかどうか。その辺は慎重にお決めになる必要があります。要は、別枠扱いにするのかどうかです。同等と見て一括のものとして扱うのかどうかというのは、慎重に考えないと。もちろん、小・中学校で全部アンケートするということはまだ決まったわけじゃないですが、やるとした場合にもそういうことも考えないといけないということです。

暫時後

議長 いろいろご意見を賜りましたが、今公募範囲からずっと一応懸賞のところまで、今日ご審議いただくところまで大まかに皆さんのご意見を出していただきながら進めてきたわけですが、先ほど途中、休憩の後にお話ししましたように、もうちょっとよく、皆さん方も初めてのことで、いろいろまた、ああこういう意見もええとかいろんなことがございますと思いますので、11月の協議会後の小委員会で、それまでに事務局に今日出た案等を基準にたたき台等をつくっていただきまして、そういうものに基づきながら決めていって、それなりの方向を決定していきたいというふうに思います。

11月1日に決定されるというふうではないと思いますけども、そうかといっていつまでもというわけにいきませんので、あと11月1日以後1回か2回あるかないか、そのぐらいのところ、概ねの予定としては、来月ほどだと思いますけれども、そういう形で、

新年になったら募集を始めるような形になればと、そう思いますが、そんなことで皆さん方大変お忙しいところを、これからまた協議会、こういった会議、出かける折はその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局長 きょうはどうも慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

短時間でたくさんのご審議いただくということでございますので、なかなか1日では決まらないということです。

公募の範囲のところでございますけども、先程1つ問題提起をいたしました、要は職場を持っていらっしゃる方とか、地元がここで今は住所を持っていらっしゃる方をどうするかということについては、再度、ご検討をいただきたいと思ひます。というのは、愛着を持っていらっしゃる方までも排除するのかどうかということが、説明が、要はそういう方にどういう宣伝ができるかということをお考えいただきたいと思ひます。それから、ここから先はちょっと技術的なところに入りますので、これによって結論が左右されるということではないと思ひますけども、住民票を持っていらっしゃる方だけというふうに絞った場合、選挙と同じことでありまして、住民票がないということで、すべての権利は無効になります。その場合に、いつの時点で住民票をもっている方かということになりますので、例えば日にちを決めて、その基準日に住民票のある方というやり方をしますと、その後で住所を移転されて、最終的に名前が決まったときには岐阜市の住民である方という場合もないとはいへません。住民票がある人が応募したのに、最終的に賞をもらえるのが岐阜市の住民になるということもあります。

そういうことで、技術的にはそういうこともあり得ますということで、それで結論を出そうということを行っているわけじゃございません。そういうことがありまして、もしある程度対象を限定するということになりますと、そういった非常に技術的な問題が出るということだけ認識しておいていただきたい。

これは、結論が出てしまってから申し上げますと、何だ、そんなことだったのかということになりますので、今皆さんにお知らせするというので、こんなこともあったのかというのを後から申し上げるのも大変失礼だと思ひて申し上げるんですけど、いつの時点でその住民票を持ってればいいのかということでありまして、非常に慎重なチェックが必要になるということだけ認識いただきたいというように思ひます。応募された都度、住民票のチェックをということになります。

多分、職場のある方、親戚というか親元がこちらにある方ということになりますと、先

程のように委員の方がおっしゃったように、そういう方も含めるということになりますと、結果的にはそこまでのチェックはできないということになりますので、まんべんなく一応書いてあればチェックしないという方法もあるかと思えます。結果、それが偽りであったという場合どうなるかという危険性はあるんですが、そのリスクを飲み込んでしまって、そういう方法をとるという方法もあります。

議長 本日は、いろいろご意見を賜りましたけども、これはあくまでも決定でなしに、こういう方向はいかがというようなことで、進めさせていただきましたもので、今後またいろいろ慎重審議していただいて、最終的な方法を決定していきたいというふうに思いますので、皆様方もひとついろいろご研究を賜りながら、11月の協議会後にそういった会を持ちたいと思いますので、よろしくをお願いします。

大変司会が不慣れで、十分にご意見を頂戴することができなかったことをお詫びして、本日はこの辺で閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時30分 閉会